

## 総務、産業、建設常任委員会記録

招 集 年 月 日	令和3年2月18日(木)
招 集 の 場 所	議員控室
開 会	午前9時28分
出 席 者	委員長 鈴木 宏通 副委員長 山岸 三男 委員 吉田 眞悦 委員 佐野 善弘 委員 前原 吉宏 委員 櫻井 功紀
欠 席 者	委員 千葉 一男
職務のため出席した者の職氏名	議会事務局主事 高橋 秀彰
協 議 事 項	・公共施設マネジメントについて
そ の 他	
閉 会	午前11時27分

2号様式 協議の経過

<p>鈴木委員長</p>	<p>それでは第15回総務、産業、建設常任委員会を始めたいと思います。本日のテーマは「公共施設マネジメントについて」でございます。</p> <p>前回、担当課等との連絡調整を行った結果なかなか思った以上に進展がないということで、前回は延期とさせていただきます。土曜日にも大きな地震がありまして、震度5強ということで庁舎等に集まっております、夜分本当に大変御苦労さまでございました。今後もそういう対応ということも必然的になってきておりますので、皆様の御協力をいただきながら進めたいと思いますし、集まることのないように祈っております。</p> <p>では、これより会議を進めたいと思います。本日、千葉委員欠席でございます。委員6名出席でありますので、委員会は成立いたします。</p> <p>本日、皆様にまずお手元にかんがりの資料を配付いたしました。本年、令和3年になりましてから、総務省のいろいろな見直し等がありましたので、皆様のお手元に配付させていただきました。資料に関しては事務局から説明をいただきたいと考えております。</p> <p>公共施設マネジメントにつきましては、12月会議におきまして中間報告をさせていただきます、今後私たちが取り組むべきものということでの報告をさせていただきます。なかなか財政の部分の財政健全化計画、そして公共施設マネジメントの本町としての見直しということを進んでいるようですが、なかなかそこまで至らないということですので、これから説明がありますが、その部分をいろいろ取り組みながら私たちもより検討を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>では、高橋さんのほうから説明をいただきたいと思います。</p>
<p>高橋主事</p>	<p>はい。今日資料をかなり多めに出させていただいておりますので、まず確認から最初にさせていただきますと思います。</p> <p>上から順に並べているとおりですけれども、一番最初が総務省からの通知で、令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について。これが1つめの資料になります。2つ目が、右上に資料5と書かれている公共施設等の適正管理の推進についてというもので、両面印刷しているものになります。この2つが今日のメインの資料になります。</p> <p>3つ目がかなり厚いものですが、施設カルテ一覧表というものを印刷しております。4つ目、5つ目ですが、A3一枚のものを折っているもので、洲本市の公共施設等個別施設計画の概要（案）、それと公共施設等総合管理計画の概要、これを一枚ずつ今回出しております。最後に6つ目ですが、右上に資料2と書かれている洲本市の公共施設等個別施設計画。これを今回資料で出させていただきます。</p> <p>以上、6点がお手元にあるかどうかを御確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）</p> <p>では最初に1番目の資料、総務省の通知の資料をお手元に御準備ください。令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について。これが年明け、令和3年の1月26日に総務省から各都道府県</p>

あるいは指定都市に出された通知になっておりますけれども、公共施設等総合管理計画の見直しに当たって留意すべき事項が通知された内容でございます。

あとで少し時間を取って読んでいただきたいと思うんですけれども、簡単に着目すべき点だけ説明させていただきます。最初の紙の裏面をごらんください。「記」とありまして、第一、総合管理計画の見直しについてでありますけれども、本文の6行目です。国（各省）のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であることも踏まえ、令和3年度中に、総合管理計画の見直しを行うこと。これまでも担当課で令和2年度中に総合管理計画の見直し云々という話があったかもしれませんが、国の方針としては、インフラ長寿命化計画が2年度中に見直される予定である、これはまだ実際に町とかには見直ししたという内容が来ておりませんので、現在もまだ見直ししている最中かと思っておりますけれども、それを踏まえて3年度中に総合管理計画の見直しを行えというのが国の方針です。これに従うということになれば、本町においても3年度中に総合管理計画の見直しが行われることになるのかなというところがまず1点です。

続いて漢数字の二になりますけれども、総合管理計画の見直しに当たって記載すべき事項等。これが国から示されておりますので、この事項については必ず次に見直しされる総合管理計画には盛り込まれるというものでございます。算用数字の1で必須事項、①基本的事項云々とありますけれども、こういったものは必ず盛り込まれるものだと認識いただきたいと思います。

次のページ、2枚目の表面をごらんください。同じように必須事項として②の維持管理・更新等に係る経費、③公共施設等の管理に関する基本的な考え方。これは必ず盛り込みなさいという内容でございます。

下のほうに行きまして、算用数字の2になりますけれども、記載が望ましい事項というのがございます。こちらは努力義務的なというか、必須ではないにしても盛り込んだほうが望ましいものとして、①から裏面の④までございますけれども、特に②なんかの施設類型ごとの管理に関する基本的な方針とか、あるいは③の固定資産台帳の活用とか。次の裏面をごらんください。④保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針。こういったものは盛り込むのが望ましいものとされております。

またあとで時間を取って読んでいただきたいと思っておりますので、進めさせていただきますけれども、下の算用数字の3になります。団体の状況に応じて記載する事項として①広域連携、②地方団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方というものを団体の状況に応じて総合管理計画に記載することとなっております。

次に第二、その他というものが下のほうにございます。ここも重要なところになります。そのうち漢数字の一ですけれども、総合管理計画の見直しに係る財政措置というものがありまして、令和3年度に限り、市町村における総合管理計画の見直しに係る経費（専門家の招へいに要する経費（旅費、報償費等）、計画の見直しに要する経費（委託料、印刷費等））について、特別

交付税措置を講じることとしたこと。これは計画の見直しを3年度に行う場合については特別交付税が措置されるというもので、財政的に活用できる財源がある中で見直しが行えるということになることからなおさら3年度中に見直しがされるものだろうと、状況を考えればそうだろうと思うところでございます。

それと漢数字の三です。これまでも話が出ておりました公共施設等適正管理推進事業債の今後のあり方ということで、これも不透明になっておりました推進事業債で、2年度までに計画を策定したのものについては3年度まで使えるよというのがこれまでの説明でありましたけれども、4年度以降についても考え方として、4行目ですね、3年度までに建設工事に着手した事業については、4年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずることとしたというものと、1行目から3行目になりますけれども、令和3年度までを事業期間とする公共施設等適正管理推進事業債の令和4年度以降のあり方については、地方公共団体における総合管理計画の見直し状況等も踏まえつつ、検討する予定であるといったものでございます。

これがまず最初に、年明けに国から出た通知になります。後でまた御一読いただきたいと思っておりますけれども、主だったところとしては今説明した部分になるのかなと思っております。

続いて2つ目の資料に移らせていただきます。資料5と書かれておりますけれども、これは年明けに国の予算関係の資料の中で、総務省から出ている公共施設の適正管理に関するものを今回出させていただきます。内容は、これまでの経過とか、1枚目の裏面のスライド2を見ていただきたいと思っておりますけれども、見直しに向けた状況として、宮城県に関しては上から4番目ですかね、3年度までに見直しは1都道府県17市区町村、4年度以降は18市区町村となっておりますけれども、うちの町に関しても国から3年度中に見直せという通知が来ておりますので、大体3年度中にやるという方向でいくのかなと思っております。

ざっくりとみていきます。次のスライド5です。2枚目の表面下のほうになりますけれども、総合管理計画の推進体制等として全庁的な体制の構築ということが、総務省も総合管理計画の推進はこういった体制で進めていただきたいということを想定している、そういう推進体制になりますけれども、やはり全庁的な体制というものを構築することをイメージしているような内容になっております。この辺も後で時間をとるので見ていただきたいと思っております。

次のスライド6、2枚目の裏面からになりますけれども、スライドの6に関しては総合管理計画の見直し。次の7に関しても見直しのイメージとか、8に関しては先ほど資料で説明した留意事項になります。これが簡単にまとめられたものになっております。

続いて3枚目の裏面からになりますけれども、スライドの11をごらんください。3枚目の裏面の下になります。ここからいくつか先進事例が紹介されております。最初が固定資産台帳を活用した公共施設等総合管理計画の策

定ということで、既に先行してやっている自治体では、総合管理計画の策定に固定資産台帳のデータを活用して、連動させて作っているという内容でございます。

今日出した資料に係わってくるのが次の 12 のスライドになります。4 枚目の表面の上になります。今日、この兵庫県の洲本市を参考に紹介させていただこうかと思えますけれども、固定資産台帳を活用した公共施設の個別分析としてとなっております。事例概要も読ませていただきますけれども、個別施設計画の策定に併せて、各施設の状況や今後の方針の検証ツールとして「施設カルテ」を作成。「施設カルテ」においては、固定資産台帳のデータを活用して、老朽化比率と施設の利用状況を用いてマトリクス分析を実施していると。これを後で紹介させていただきます。こういった先進事例があるということで、総務省がつくっている予算資料にも紹介されているという内容でございます。

その下のスライド 13 になりますけれども、これも先進事例というか熊本県の自治体の事例でございますけれども、図書館の統廃合をするにあたって、施設ごとの財務書類の作成・分析を行ったという事例でございます。

次のスライド、裏面になりますけれども、14、15 に関しては、セグメント分析をこのような手順で行ったというものでございます。後ほど参考にござらんいただきたいと思えます。

次の 16 になりますけれども、これが先ほどの通知の最後で触れた公共施設等適正管理推進事業債の概要でございます。これまでも防災管財課から説明をいただいた内容になっておりますけれども、集約・複合化、長寿命化、転用、立地適正化、ユニバーサルデザイン化、除却といったものに対してこの適正管理推進事業債を活用して、それぞれ充当率と後年度の交付税措置率が記されているというものでございます。その下に関しては事業債の令和 3 年度の内容になっております。裏面からはその事業債の中の集約化・複合化とかあるいはその下が広域的に実施する公共施設等の集約化・複合化の推進という内容でございます。ここからそういった、次の 20、21 からも長寿命化や転用、立地適正化といったものについて紹介されている内容でございます。説明を割愛させていただきます。後ほどお目通しいただきたいと思えます。

最後に洲本市の事例といたしまして、先ほどの施設カルテなどについて紹介させていただきたいと思えますので、今の資料の 12 のスライドを手元に置きながらござらんいただきたいと思えます。今日はこの施設カルテを参考に資料で出させていただきました。これはかなりの分量なので、最初の一覧表に 1 から 12 まで番号が振られているんですけども、そのうちの 1 だけ出しています。2 以降は出しておりませんので、興味のある方は申しつけください。

イメージをつかんでいただくために見ていただきたいと思えますけれども、5 枚目の施設カルテ、洲本中央公民館というところをござらんください。下にページ番号として 52 分の 2 ページと振られているところになります。

こういう形で公共施設ごとに各項目にいろいろ記されているものでございまして、右のほうになりますけれども、A、B、C、Dと振られているものがありまして、地域重要性、施設利用者、機能性、効率性、利便性、信頼性、ブランド力、景観、観光、歴史、こういった項目をそれぞれ評価して、今後個別施設計画をつくる前段としてこういった分析を行っているというものでございます。

次の3ページ、4ページもごらんください。財務情報と施設利用状況でございます。歳入、歳出とかどれくらいの人件費がかかっているかというものが3ページ。次の4ページに関しては利用状況で利用者数とか利用件数とか主催イベント回数とかそういったものが記されているものでございます。

次の5、6ページもごらんください。5ページに関しては建物の基本情報として取得年月、構造、延床面積、取得価格、減価償却累計額といったものが書かれておりまして、老朽化比率に関しては96%になるという内容でございます。最後の6ページ目が施設の判定になりますけれども、下段でマトリクス図になっておりまして、利用状況・経費評価の軸と建物性能評価の軸になりますけれども、老朽化比率が進んでおりますことから建物の性能評価は低い、横軸に関しては手前のほうに来るものの、縦軸に関しては一人当たり経費も良いし、稼働率も良いということで、縦軸に関しては高いということで、これはCのマトリクスに当てはまると。建物性能評価は低いけれども利用状況・経費評価は高いという、評価判定表のCに当てはまるということで、こういったものは建て替えとか改修、長寿命化を行っていくと。こういった方向性を施設カルテというものでそれぞれ出した上で個別計画を作っていく。個別計画を作るその前段としてこういったものを施設ごとに作っているというのが洲本市の事例でございます。

今回、市民文化系施設については全部出させてもらっていますので、他のものとも比較して後ほどごらんいただきたいと思います。

最後に3つ目のこの厚い資料、個別施設計画（未定稿）というものの、資料2と右上に書かれているものをお手元に御準備ください。流れとしては公共施設等総合管理計画の更に個別施設計画ということで、総合管理計画にぶら下がるような計画になりますけれども、これの策定にあたりまして先ほどごらんいただいた施設カルテを活用してこういった個別の計画を策定したというものでございます。

1枚めくっていただきますと目次になりますけれども、かなり分量がありますので、今回抜粋しております。皆様に配付しているのは、第1章と第2章、第3章のうちの1の1)だけ配付しております。市民文化系施設として33ページから49ページまで配付しております。それと第4章、第5章以降を付けておりますので、第3章の1の2)から2の3)までは今回は付けておりませんので、これも興味のある方は後ほど申し付けていただければお出ししますので、よろしくお願ひしたいと思います。先ほど見ていただいた施設カルテが市民文化系施設だったということもありまして、今回は公共施設のうちの市民文化系施設の部分だけを参考につけさせていただいているも

	<p>のでございます。個別計画ですから個別の施設をどのように活用していくかという計画になりますけれども、6ページをごらんください。表紙に（未定稿）とありますように、今年の3月に策定する予定で、今まさに作っている途中の計画になりますけれども、計画の策定にあたりましてはこの洲本市公共施設等再編整備検討委員会というものでやっているということで、役所の組織ではなくて、学識経験者や関係団体の推薦を受けた方、あるいは公募市民によってつくられた計画だということが特徴というか、やはりそういうものなのかなと思ったところがございます。町内会とか老人クラブ連合会とか民生委員児童委員連合会とかPTA、商工会、青年部とかそういったところの方々でつくられた計画だということでございます。</p> <p>あまり細かいところには踏み込みませんが、実際の計画としては33ページからが個別施設計画となっております。先ほど見ていただきました中央公民館、先ほど施設カルテでCになっていた中央公民館ですけれども、これについての個別の施設計画ということで、対象施設としては市民文化系施設の集会施設であります洲本中央公民館。対策の優先順位の考え方としては、まず老朽化が進行している。次に当該施設が果たしている役割ということに関してはいろいろ機能しているということもありますし、次の対策の優先順位の考え方については2行目の最後からですけれども、市民生活に必要な施設については可能な限り長期間使用するための対策を講ずるといふようになっておりまして、最終的には④がその個別の方針になりますけれども、発災時においても重要でありながら老朽化が進んでいるため、当公民館を建て替えるという方針になっているものでございます。建て替えにあたっては、隣接する旧益習館庭園の管理機能を備えるほか、周辺の倉庫機能との複合化を視野に入れた全体的な整備を検討する。実施時期については、市の財政状況、隣接地の状況等も踏まえた上で検討する。この施設に関しては建て替えるという方針を作っているというものでございます。</p> <p>このように先に見ていただきました施設カルテに基づいて、検討の委員会の中でそれぞれ施設ごとに今後の利用方針を個別に作っているというのが洲本市の事例でございます。</p> <p>ちょっと長くなりましたけれども、こういったところが総務省で紹介されるような先進事例としてありますよというところで紹介させていただきましたので、これを今日メインにということではありませんけれども、参考の事例としてごらんいただきたいと思っております。</p> <p>説明は以上です。</p>
鈴木委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>皆様にいろいろと資料等をお配りしましたが、最初にまずは令和3年度の総務省から来ました資料につきましては、これを基に令和3年度いろいろ見直しを進める部分だという通達ということと、あとは公共施設等の適正管理の推進についての様々な部分が示されていると。その中で先進事例であります洲本市の例を今挙げていただきながら、施設カルテを中心にその個別の施設管理の計画を進めているという取り組みを行っているというところでご</p>

	<p>ざいます。</p> <p>では、休憩をいたします。それで皆さんに今いろいろと見ていただきながら進めたいと思います。最初の留意事項等、あとは適正管理の推進についての部分をまず中心にお目通しをいただきたいと思います。それをもって今後の私たちの政策提言に向けて行う部分を十分に協議していく中で参考にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>では、休憩します。</p>
	<p>休憩 午前 9時57分</p> <p>再開 午前10時36分</p>
鈴木委員長	<p>では、再開いたします。</p> <p>本日、公共施設マネジメント、総務省管轄部分の計画の見直し、また、適正管理の推進等の資料を皆さんにお配りしました。先ほども休憩中ではございますが、当常任委員会で1月に中間報告しました今後の継続研究というところで、本来であれば公共施設等総合管理計画の進行管理が見直しされる予定でありましたところが、先ほどの総務省の通達等もありまして、令和3年度中に行われる予定でないかと推測されます。</p> <p>もう1つ継続研究の中で第4次の財政健全化計画の見直しが今後次期管理計画にいろいろ継続して検討を進めるということを報告させていただきましたが、この部分についても時期がかなり遅くなるのではないかと推測される部分がございます。</p> <p>それで、その中で本来は継続研究をし、政策提言を進めるとしておりましたが、この部分に関して皆様に常任委員会の今後に進め方についてお諮りをさせていただきたいと考えます。</p> <p>まずもって、町で行われます公共施設管理につきまして見直されるところが遅くなるという認識で皆さんよろしいかと思うんですが、これを基に私たちの政策提言を考えるというところを改めまして、計画を出される以前に政策提言をしていく方向でよろしいかどうかと言うか、その方向で進むしかないかなと思っておりますが、その考えでよろしいですか。（「はい」の声あり）</p> <p>財政健全化計画についても、当初6月と言われていたところもありますが、なかなかあと、9月までに出るかどうかという話も耳にしておりますので、私たちの研究テーマのタイムリミットが迫っておりますので、12月ということではなくもう10月の議会懇談会の前にもある程度政策提言をまとめて、いろいろとその総合管理計画の見直しについても、策定の一助にいただければなという考えで進めてまいりたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいですか。（「はい」の声あり）では、そのように進めてまいりたいと思います。</p> <p>では、休憩をいたします。</p>
	<p>休憩 午前10時39分</p> <p>再開 午前11時25分</p>
鈴木委員長	<p>再開します。</p> <p>本日、皆様にいろいろ資料等お配りしました。その中で次回にまた持越し</p>

	<p>をしながら検討を進めてまいりたいと考えます。</p> <p>あと、そのほか皆様よりいただきました意見等の部分でどのようになっているか、もしわかり次第皆様におつなぎをさせていただきたいと考えます。</p> <p>本日は以上、この程度でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）</p> <p>では、次回、3月26日金曜日、9時半より常任委員会を行いたいと思います。</p> <p>では、終了いたします。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）</p> <p>副委員長お願いいたします。</p>
山岸副委員長	<p>大変皆様御苦勞さまでした。本日は、令和3年度に向けての常任委員会の取組と同時に、先進地視察を昨年もしっかりできませんでしたので、計画予定としては2泊3日ということで先進地視察をぜひできればいいなと私も思っておりますし、今回事務局からは資料をいっぱい用意していただきまして、大変ありがとうございました。この資料は大変有効な資料だと私は受け止めましたので、できたら先進地でここにかがえたらいいなと思ったりもしておりますが……、とにかくまず私たちの任期は次年度までとなりますので、何とかまとめて町に提言をしっかりしていきたいとそんなふうに思います。</p> <p>大変今日は御苦勞さまでした。</p>
	閉会

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年2月18日

総務、産業、建設常任委員会

委員長